

第70期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第70期
(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表

日本アビオニクス株式会社

法令および当社定款15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.avio.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様提供しているものであります。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

子会社は福島アビオニクス株式会社1社のみであり、連結の範囲に含めている。

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

ア 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

イ たな卸資産

製品、原材料および貯蔵品……………先入先出法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品および未着原材料……………個別法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

イ 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

③ 重要な引当金の計上基準

ア 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上している。

イ 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上している。

ウ 工事損失引当金……………請負工事に係る将来の損失に備えるため、当該損失見込額を計上している。

エ 製品保証引当金……………製品販売後の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額を計上している。

④ 重要な収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

……………工事進行基準（工事の進捗率の見積りは
原価比例法）

その他の工事……………工事完成基準

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

ア ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合は特例処理を採用している。

イ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の支払利息

ウ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、金利の変動によるリスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っている。

エ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象は重要な条件が同一であるため、高い有効性を有している。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

ア 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理している。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理している。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

イ 消費税および地方消費税の会計処理の方法……………税抜方式

ウ 連結納税制度の適用

当社および連結子会社は、連結納税制度を適用している。

エ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社および連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産

| | |
|-----------|----------|
| 製品 | 460百万円 |
| 仕掛品 | 1,532百万円 |
| 原材料および貯蔵品 | 1,748百万円 |
| 未着原材料 | 2百万円 |
| 計 | 3,744百万円 |

(2) 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産は、これに対応する工事損失引当金13百万円（すべて仕掛品に係る工事損失引当金）を相殺表示している。

(3) 担保に供している資産

| | |
|------------|----------|
| 建物および構築物 | 92百万円 |
| 機械装置および運搬具 | 0百万円 |
| 工具器具備品 | 0百万円 |
| 土地 | 3,289百万円 |
| 計 | 3,382百万円 |

（注）上記物件は、短期借入金1,161百万円の担保に供している。

(4) 有形固定資産の減価償却累計額 11,399百万円

(5) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、2002年3月31日に下記方法により事業用土地の再評価を行っている。当連結会計年度の連結貸借対照表記載のうち当社の土地の一部の価額は当該再評価額に基づいている。なお、取得価額と再評価額との差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定している。

当連結会計年度末において、上記方法により再評価した価額は、連結貸借対照表記載の土地の価額を488百万円下回っている。

(6) 財務上の特約等

借入金のうち、コミットメントライン契約（契約総額2,000百万円、当連結会計年度末借入未実行残高2,000百万円）には、契約期間中において純資産、連結営業利益等を一定の水準に維持すること等の財務上の特約等が定められている。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末日の発行済株式の種類および総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度 期首の株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度 末の株式数 |
|---------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式 | 2,830,000株 | — | — | 2,830,000株 |
| 第1種優先株式 | 800,000株 | — | — | 800,000株 |
| 第2種優先株式 | 1,500,000株 | — | — | 1,500,000株 |
| 合計 | 5,130,000株 | — | — | 5,130,000株 |

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、電子応用機器の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達している。一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達している。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針である。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としている。投資有価証券である株式は、業務上の関係を有する企業の株式である。

営業債務である支払手形および買掛金は、1年以内の支払期日である。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）である。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されているが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化をはかるために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用している。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略している。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っている。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されているが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理している。なお、借入金のうち、コミットメントライン契約については、契約期間中において純資産、連結営業利益等を一定の水準に維持すること等の財務上の特約等が定められている。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない（下記注記2参照）。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額(※) | 時価(※) | 差額(※) |
|------------------------------|---------------|---------|-------|
| (1) 現金および預金 | 2,350 | 2,350 | — |
| (2) 受取手形および売掛金 | 10,977 | 10,977 | — |
| (3) 有価証券および投資有価証券 その他有価証券 | 0 | 0 | — |
| (4) 支払手形および買掛金 | (3,056) | (3,056) | — |
| (5) 短期借入金 (※※) | (3,120) | (3,120) | — |
| (6) 長期借入金 (※※) | (2,640) | (2,630) | △10 |
| (7) デリバティブ取引 | — | — | — |

(※)負債に計上されているものについては、()で示している。

(※※) 1年以内に返済予定の長期借入金880百万円は「長期借入金」に含めている。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金および預金、ならびに (2) 受取手形および売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 有価証券および投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっている。

(4) 支払手形および買掛金、ならびに (5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。変動金利による長期借入金は金利スワップ特例処理の対象とされており(下記(7)②参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっている。

(7) デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの……該当するものはない。
 ② ヘッジ会計が適用されているもの……ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は次のとおりである。

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | | 時価 | 当該時価の算定方法 |
|-------------|---------------------------|---------|------|-------|-----|-----------|
| | | | | うち1年超 | | |
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動 | 長期借入金 | 600 | 400 | (※) | |

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、長期借入金の時価に含めて記載している（上記(6)参照）。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額13百万円）は、市場価格が無く、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 有価証券および投資有価証券」には記載していない。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 |
|------------|--------|
| 現金および預金 | 2,350 |
| 受取手形および売掛金 | 10,977 |
| 合計 | 13,327 |

4. 長期借入金の返済予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 |
|-------|------|---------|---------|---------|---------|
| 長期借入金 | 880 | 880 | 880 | - | - |

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産 2,421円14銭
 (2) 1株当たり当期純利益 27円10銭

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準および評価方法

製品、原材料および貯蔵品……………先入先出法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品および未着原材料……………個別法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、
社内利用可能期間（5年）に基づく定額法
によっている。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一
般債権については貸倒実績率等により、貸
倒懸念債権等特定の債権については個別に
回収可能性を勘案して計上している。

② 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、
支給見込額を計上している。

③ 工事損失引当金……………請負工事に係る将来の損失に備えるため、
当該損失見込額を計上している。

④ 製品保証引当金……………製品販売後の無償修理費用の支出に備える
ため、過去の実績を基礎とした見積額を計
上している。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産
の見込額に基づき計上している。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属
させる方法については、期間定額基準によっている。

イ 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定
の年数による定額法により翌事業年度から費用処理している。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年
数による定額法により費用処理している。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

……………工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事……………工事完成基準

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合は特例処理を採用している。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の支払利息

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、金利の変動によるリスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っている。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象は重要な条件が同一であるため、高い有効性を有している。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

② 消費税および地方消費税の会計処理の方法……………税抜方式

③ 連結納税制度の適用

当社および連結子会社は、連結納税制度を適用している。

④ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産

| | |
|-----------|----------|
| 製品 | 358百万円 |
| 仕掛品 | 1,342百万円 |
| 原材料および貯蔵品 | 1,498百万円 |
| 未着原材料 | 2百万円 |
| 計 | 3,202百万円 |

(2) 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産は、これに対応する工事損失引当金13百万円（すべて仕掛品に係る工事損失引当金）を相殺表示している。

| | |
|----------------|----------|
| (3) 担保に供している資産 | |
| 建物および構築物 | 92百万円 |
| 機械装置および運搬具 | 0百万円 |
| 工具器具備品 | 0百万円 |
| 土地 | 3,289百万円 |
| 計 | 3,382百万円 |

(注) 上記物件は、短期借入金1,161百万円の担保に供している。

(4) 有形固定資産の減価償却累計額 8,160百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりである。

| | |
|----------|--------|
| ① 短期金銭債権 | 257百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 254百万円 |

(6) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、2002年3月31日に下記方法により事業用土地の再評価を行っている。当事業年度の貸借対照表記載の土地の一部の価額は当該再評価額に基づいている。なお、取得価額と再評価額との差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定している。

当事業年度末において、上記方法により再評価した価額は、貸借対照表記載の土地の価額を488百万円下回っている。

(7) 財務上の特約等

借入金のうち、コミットメントライン契約(契約総額2,000百万円、当事業年度末借入未実行残高2,000百万円)には、契約期間中において純資産、連結営業利益等を一定の水準に維持すること等の財務上の特約等が定められている。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

| | |
|--------------|----------|
| ① 売上高 | 4,027百万円 |
| ② 仕入高 | 1,753百万円 |
| ③ その他の営業取引高 | 646百万円 |
| ④ 営業取引以外の取引高 | 7百万円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類および株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 | 摘要 |
|---------|------------|------------|------------|-----------|-----|
| 普通株式 | 5,982株 | 80株 | — | 6,062株 | (注) |
| 第1種優先株式 | — | — | — | — | — |
| 第2種優先株式 | — | — | — | — | — |
| 合計 | 5,982株 | 80株 | — | 6,062株 | — |

(注) 普通株式の自己株式数の増加80株は、単元未満株式の買取によるものである。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金および賞与引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は前払年金費用である。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 百万円 | 事業の内容 | 議決権等の 被所有割合 % | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 百万円 | 科目 | 期末残高 百万円 |
|-----|---------|-------|------------|--|------------------------|---------------|--------------|-------------|-----|-------------|
| 親会社 | 日本電気(株) | 東京都港区 | 397,199 | 社会公共事業、社会基盤事業、エンタープライズ事業、ネットワークサービス事業、システムプラットフォーム事業、グローバル事業 | 直接 50.25 間接 — | 当社の一部製品の販売 | 情報システム製品等の販売 | 4,027 | 売掛金 | 3,412 |

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社見積価格を提示し、その都度交渉のうえ、決定している。

2. NAJホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果、2020年1月31日付で、当社の親会社は日本電気株式会社からNAJホールディングス株式会社に変更になっている。このため取引金額は関連当事者であった期間の金額を、議決権等の被所有割合および期末残高は関連当事者でなくなった時点の数値をそれぞれ記載している。

(2) 子会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 百万円 | 事業の内容 | 議決権等の 所有割合 % | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 百万円 | 科目 | 期末残高 百万円 |
|-----|-------------|--------|------------|--------------|--------------------|-----------------------|--------|-------------|-----|-------------|
| 子会社 | 福島アビオニクス(株) | 福島県郡山市 | 450 | 情報システム製品等の製造 | 100 | 当社が使用する一部部品の購入等、資金の援助 | 利息の受取 | 5 | — | — |
| | | | | | | | 部品の購入等 | 1,746 | 買掛金 | 251 |

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

部品の譲渡等および部品の購入等については、市場価格を勘案して決定している。

(3) 親会社に関する情報

NAJホールディングス株式会社(非上場)

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産 2,091円75銭
 (2) 1株当たり当期純利益 24円14銭